

新旧対応表（中央環境審議会大気・騒音振動部会の小委員会の設置及び運営方針について）

旧	新（案）
1 中央環境審議会大気環境部会に、 <u>自動車排出ガス総合対策小委員会</u> （以下「 <u>小委員会</u> 」という。）を置く。	1 中央環境審議会大気・騒音振動部会に、 <u>次の小委員会</u> を置く。 (1) <u>自動車排出ガス総合対策小委員会</u> (2) <u>水銀大気排出対策小委員会</u>
2 小委員会は、自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。	2 小委員会は、自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。
	3 <u>水銀大気排出対策小委員会は、水銀の大気への排出に関する対策に関する事項を審議する。</u>
3 小委員会の決議は、部会長の同意を得て、大気環境部会の決議とすることができる。	4 小委員会の決議は、部会長の同意を得て、大気環境部会の決議とすることができる
4 中央環境審議会大気環境部会長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。	5 中央環境審議会大気・騒音振動部会長は、小委員会に出席し、意見を述べる ことができる。
5 小委員会に、自動車排出ガス総合対策小委員会委員長（以下「 <u>小委員長</u> 」という。）を置く。	
6 会議について（略）	6 会議について（略）
7 会議録等の公開について (1) 公開した小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、（以下略）。 (2) 略 (3) <u>非公開とした小委員会の会議録は、公開しないものとする。</u> (4) 略 (5) 議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。	7 会議録等の公開について (1) 公開した小委員会の <u>会議の資料及び会議録</u> は、公開するものとする。ただし、（以下略）。 (2) 略 (3) <u>公開した会議以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。</u> (4) 略 (5) <u>議事録、資料及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。</u>
8 その他（略）	8 その他（略）